

上野南部地区住民自治協議会規約の一部改正について

下記のとおり、規約の一部を改正する。

改正前

上野南部地区住民自治協議会規約

第7条(役員) 協議会に次の役員を置く。

部会長 11名

第15条(実行委員会)

2. 実行委員会(地域ケアネットワーク会議を含む)に次の部会を置く。

- (1) 生活安全部会
- (2) 広報部会
- (3) 健康スポーツ部会
- (4) 自治会部会
- (5) 教育文化部会
- (6) 環境・美化部会
- (7) 民生福祉部会
- (8) 防災部会
- (9) 女性部会
- (10) 南部きらきら部会
- (11) 南部ときめき部会

改正後

上野南部地区住民自治協議会規約

第7条(役員) 協議会に次の役員を置く。

部会長 7名

第15条(実行委員会)

2. 実行委員会に次の部会を置く。

- (1) 総務部
- (2) 自治・環境部会
- (3) 地域安全・女性部会
- (4) 教育文化部会
- (5) きらきら福祉部会
- (6) 健康スポーツ部会
- (7) ときめき部会
- (8) 広報部会

附則

この規約は、平成31年4月25日から施行する。